



RI 第2610地区

東となみロータリークラブ会報

2015-2016年度 No.30

事務局(新) 〒939-1652 富山県南砺市福光新町 56

TEL 0763-55-6125

FAX 0763-55-6147

h.tonamirc@gmail.com

2015—2016年度 会長 浅田裕二、幹事 中島眞市

2015-2016年度 RI テーマ



世界へのプレゼントになろう

(K.R. “ラビ” ラビンドラン会長)

例会記録

第1802回例会

平成28年2月17日(水)12:30～ よいとこ井波

1. 点 鐘 : 浅田会長
2. ソング : 四つのテスト
3. ゲスト : 富山第三分区ガバナー補佐 池田茂氏(新湊中央 RC)
4. ビジター : 定塚康宏(みちひろ)氏(高岡西 RC:銅器製造)



5. 会長の時間 : 昨日、砺波広域消防組合議会の議長に就任しました。従来の井波庄川消防署の機能がもうすでに入り、3/18には福野の管轄が入り、4/1より正式に南砺東分署が機能します。昨年8月より、ドクターヘリが動いていますが、従来58分かかっていた所でも、18分で到着でき、搬送スピードのアップで、治療経過が格段に改善、後遺症の減少に効果が上がっています。ドクターヘリ要請のキーワードは、「意識が無い」です。皆様のご理解をおねがします。



6. 幹事報告 : ①3/4 県民会館で、北陸財務局の講演会の案内。②近隣クラブ例会変更は、事務局に確認。



7. 池田ガバナー補佐の挨拶 : ①3/20、IMで、各クラブ代表から「ロータリーモメント」ということで、ロータリーに入って心を動かされたことなど、入会間もない人に話してもらいます。②1/25、G補佐会議で、会員増強の話ができました。今一度各クラブ1名純増を！③5月のソウルの国際大会、まだ予約状況が悪く、申し込みが少ない。是非参加を！④6月の金沢の日台親善会議について、2月末の日本の各地区の出席状況をみて、2610地区の協力体制が決まるので、よろしくお

願います。

8. 出席委員会報告：本日、20名中16名出席：80.00%

9. 委員会報告：①親睦委員会(松原委員長)：24日(水)3
RC 合同懇親会、三楽園。ホストクラブなので、5：
30 集合、他のクラブをお迎えする。理事は、5：00
集合。紺色のジャンパーを着用のこと。



②山本武夫会長エレクト：3/13PETS の予定で、次年度に向けて準備のつもりでいましたが、来期に向けての地区協が 4/10 と例年より、1 カ月早く、3/2 までに出席登録を要請され、びっくりしました。それで、次年度の役員案を作成して参りました。来週 3 RC 合同例会に意見を伺い、登録を間に合わせたいと思います。急な事で申し訳ありませんが、宜しくお願い致します。(各自に案を配布)

10. ニコニコBOX(SAA：本日5名)

浅田会長：昨日、砺波広域消防組合協議会議長を拝命、浅学非才ではありますが、一生懸命精進致しますので、宜しくお願い申し上げます。

池田茂ガバナー補佐：IM、宜しくお願いします。

中島幹事：所用のため、早退失礼します。

河合会員：先週欠席。明日から2日間、伊勢神宮で、造園感謝祭です。北陸当番の四県で、記念植樹します。

宮窪会員：先日、日本型枠工事業協会支部長に就任！今後ともよろしく、挨拶回りのため、早退します。

山本武夫会員：4/10、地区研修協議会よろしくお願いします。池田ガバナー補佐様、定塚様、ようこそ！早退します！



卓話「相続と遺言、成年後見」山本英介会員

山本英介会員：資料あり。

*相続について

1. 相続人になれる人、なれない人

①妻、夫は常に相続人になる → 内縁関係、婚約者は×

②第1順位の相続人は子供(1/2)

③第2順位の相続人は父母(1/3)

④第3順位の相続人は兄弟姉妹(1/4) → その兄弟姉妹が亡くなっていればその子供まで

2. 相続の放棄

被相続人に多額の債務等があるとき→自己のために相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所において手続き。先順位が放棄した場合、相続放棄が認められると、その人はその相続に関して初めから相続人にならなかったものとされます。よって、債務の弁済義務はなくなる。

3. 相続人が誰もいないとき

不幸にして最初から誰も相続人が居ない人や相続人全員相続放棄をして相続人が居ない人の相続のときは、利害関係人又は検察官の請求により家庭裁判所において相続財産管理人を選任して対応します。

4. 相続対象財産

土地建物、現金、預貯金、有価証券、動産等

5. 遺産分割協議とは

遺産分割という言葉はよく聞きますが、複数の相続人間において前項の財産等についてどのように分けて相続するか、を協議して決定する事で、「遺産分割協議書」を作成して全員署名・実印を捺印し、印鑑証明書各1通を揃えます。(例)土地を兄弟間でそれぞれ分けて相続する事も出来るし、共有として相続する事も出来る。A銀行は長男、B銀行は次男、C銀行は妻がそれぞれ相続する、とい

うように。

*遺言について

1. 遺言の種類 →7種類

普通方式①自筆証書遺言②公正証書遺言③秘密証書遺言
特別方式①死亡危急者の遺言②船舶遭難者の遺言③伝染
病隔離者の遺言④在船者の遺言

①□自筆証書遺言：

全文自書し、日付、氏名、押印（認印でも実印でもよい）。

筆記用具、用紙は何でもよい。

紛失のおそれ。

費用がかからない。

死亡後、家庭裁判所において相続人立ち会いのもと検
認手続が必要。・・・(例)先週の最高裁判決

②公正証書遺言：

2人の証人立ち会いのもと、高岡の公証人役場にお
いて作成する。

紛失しない。

無効にならない。

出張して自宅まで来てくれる。

費用がかかる → 遺産の金額により算定されるが
通常は5～10万円

2. 遺言することができること

認知。

財産の処分（贈与と寄附）。

推定相続人の廃除。

後見人、後見監督人の指定 → 未成年者の親権者は
、後見人を指定することができます。

相続分の指定。

遺産分割方法の指定。

遺産分割の禁止 → 5年間遺

産分割の禁止（農業者や事業を営んでいる方）。

遺言執行者の指定など

3. その他：

何回でも出来る。

遺留分 → 各法定相続分の1/2 兄弟姉妹が相
続人の時はなし。

*成年後見について

長寿社会及び介護施設の充実等により寝たきりのご老人
が増加しており、ご本人の不動産や預貯金について、管
理又は処分する必要に迫られている事案が増加している。
例)

1. まとまった金銭の金融機関における移動
2. 不動産の売却
3. 不動産での抵当権の設定

祖父の土地に子供や孫が住宅を建てて住宅ローン
を設定する場合

1. 法定後見

補 助 → 判断能力が不十分な場合に補助人

保 佐 → 判断能力が著しく不十分な場合に保佐人

成年後見 → 判断能力が全くない場合に後見人

2. 任意後件

元気なうちに公正証書により契約を結び、能力が低下した
ら申し立てにより上記の保佐人や後見人になるもの

(資料)山本英介会員の内容が多く、そのまま掲載させて頂
きました。

(本日会報担当：山本英介会員・山本武夫会員。写真：松
原会員)